

○東海市立敬老の家管理規則

昭和47年3月16日

規則第1号

改正 昭和47年8月28日規則第18号

昭和59年12月4日規則第34号

平成2年6月26日規則第30号

平成2年12月10日規則第43号

平成3年12月25日規則第30号

平成9年3月31日規則第5号

平成10年3月31日規則第28号

平成12年3月31日規則第19号

平成12年12月4日規則第61号

平成14年3月29日規則第12号

平成15年12月1日規則第44号

平成16年12月27日規則第37号

平成17年12月26日規則第47号

平成18年12月26日規則第60号

平成24年6月29日規則第35号

東海市立老人福祉施設に関する規則をここに公布する。

東海市立敬老の家管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東海市立敬老の家の設置及び管理に関する条例（昭和46年東海市条例第34号。以下「条例」という。）第12条の規定により、東海市立敬老の家（以下「敬老の家」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(臨時休館日等の公表)

第2条 市長は、条例第4条第2項の規定により敬老の家を臨時に開館し、又は臨時に休館する場合においては、5日前までにその旨を公表するものとする。

(敬老の家の利用手続)

第3条 条例第6条第1項の規定により敬老の家の利用の許可を受けようとする者は、

市長に口頭による申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請あつた場合は、管理上支障がないと認めたときは、口頭により利用の許可をするものとする。

(遵守事項)

第4条 敬老の家の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 風俗を乱さないこと。
- (2) 建物又は物品を損傷し、又は紛失しないこと。
- (3) 節電及び節水には、十分心掛けること。
- (4) 承諾を得ないで、建物に特別な装置を設けないこと。
- (5) 利用器物は、大切に扱うこと。
- (6) 利用後は、原状に復するとともに器物を返納し、清掃を行い、特に火気に十分注意すること。
- (7) 所定の場所以外において、喫煙しないこと。
- (8) 許可なくして、施設内で物品を展示し、又は販売しないこと。
- (9) その他職員の指示に従うこと。

(退場)

第5条 市長は、利用者が前条各号に規定する事項を守らないときは、退場させることができる。

(災害対策)

第6条 市長は、利用者の安全を守るため、消火設備、避難設備及び警報設備を常に点検整備しなければならない。

2 市長は、火災その他の非常災害に備え、消防計画に基づき、消火、避難及び救出の訓練その他の措置を行わなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第7条 条例第11条第1項の規定により指定管理者に敬老の家の管理を行わせる場合における第2条、第3条、第5条、前条及び次条の規定の適用については、第2条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「条例第4条第2項」とあるのは「条例第11条第4項において読み替えて適用する条例第4条第2項」と、第3条第1項中「条例第6条第1項」とあるのは「条例第11条第4項において読み替えて適用する条例第6条第1項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項、

第5条及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、次条中「市長」とあるのは「市長の承認を受けて指定管理者」とする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、敬老の家の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年規則第18号)

この規則は、昭和47年9月1日から施行する。

附 則 (昭和59年規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年規則第30号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、現に作成されている収容依頼書及び入所／受諾／不受諾／書で残量のあるものについては、改正後の東海市立老人福祉施設に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (平成2年規則第43号)

この規則は、平成3年1月1日から施行する。

附 則 (平成3年規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年規則第5号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年規則第28号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年規則第19号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年規則第61号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年規則第12号) 抄

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第44号）

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第37号）

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

2 東海市事務分掌規則（昭和49年東海市規則第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成17年規則第47号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第60号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第35号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。